

3. 復興ソフト事業の詳細

本商店街が取り組む事業は次のとおりとする。

1. 土地利用研修会の開催		
1	内容	更地となった土地の利用や権利等について学ぶ講習会、個別相談会を開催する。
2	狙い	今後の商店街づくりの指針とする。
3	実施時期	平成 19 年 7 月 11 日に開催。
4	実施場所	門前公民館
5	共同団体	総持寺通り協同組合

2. 復興モニュメントの設置計画		
1	内容	未曾有の被害をもたらした能登半島地震を乗り越え、復興に向けて取り組む門前地区の決意を象徴したモニュメントの設置を計画する。
2	狙い	様々な困難をもたらした地震の記憶を永久にとどめると同時に、これを乗り越え、復興を目指す住民の心の象徴とする。合わせて、門前に寄せられた大勢の人たちの支援への感謝を表す。
3	実施時期	平成 20 年 3 月の予定
4	実施場所	門前総合支所付近または、もんぜんや
5	共同団体	総持寺通り協同組合、総持寺周辺地区まちづくり協議会、行政、自治会等とも連携

3. 統一広告物の掲示		
1	内容	支援に対する感謝と商店街の復興への決意を示す、統一的な広告物（フラッグ、垂れ幕、ポスター等）を作成し、店先に掲示する。
2	狙い	これまでに寄せられた支援に感謝するとともに、新たな商店街づくりを進める決意を、広告物を通じて示すことにより、商店街の存在感を内外にアピールする。
3	実施時期	平成 19 年度から平成 23 年度
4	実施場所	各商店の店頭
5	共同団体	総持寺通り協同組合

4. 統一ユニフォーム(作務衣)の製作		
1	内容	能登半島地震の被害から立ち上がり、新たな商店街づくりに取り組む商店街関係者の統一ユニフォーム（作務衣）を製作する。
2	狙い	地震からの復興をアピールすると同時に、商店街の組合員ら関係者の一体感、連帯感を醸成する。
3	実施時期	平成 19 年 10 月の予定
4	実施場所	商店街
5	共同団体	総持寺通り協同組合

5. 支援感謝の出向宣伝		
1	内容	能登半島地震で寄せられた支援に対して、各方面に出向いて感謝し、合わせて、門前をPRする。
2	狙い	震災支援に対して感謝の意を表すとともに、商店街復興に向けて、誘客を図る一環とする。
3	実施時期	平成 19 年度から平成 23 年度
4	実施場所	東京、大阪、金沢、富山、福井、新潟（長岡：中越地震関連） 出向先では、（マグカップ等の記念品または食事等が購入できる）復興祈念品の引換券を配布する。
5	共同団体	総持寺通り協同組合

6. 商店街ホームページの充実		
1	内容	インターネット上に総持寺通り商店街を紹介するホームページを充実する。
2	狙い	商店街の様子を広く知ってもらう。商店街の取り組み、個店の紹介はもとより、掲示板も設け、様々な人たちのコミュニケーションの場とする。
3	実施時期	平成 19 年度から平成 23 年度
4	共同団体	総持寺通り協同組合

9. 震災復興写真展の開催		
1	内容	能登半島地震の被害状況や復興へと歩む地域の表情を各種写真で紹介する。
2	狙い	能登半島地震の被害状況を知ることにより、防災への意識と知識を養う（防災学習）。同時に、商店街散策、まちなか歩きのポイントとする。
3	実施時期	平成 19 年度から平成 23 年度で 3 回実施予定
4	実施場所	郷土資料館
5	共同団体	写真愛好団体

10. 門前ファン倶楽部(仮称)の創設		
1	内容	門前を愛する、あるいは応援したいという人のネットワークを組織する。
2	狙い	震災を機に門前とご縁が出来た人たちのファン組織をつくることにより、永続的に門前と交流してもらい、商店街の活力アップや地域運営の力になってもらう。
3	実施時期	平成 19 年度から平成 23 年度
4	共同団体	総持寺通り協同組合

11.まちづくりサロン(仮称)の開催		
1	内容	意見交換や研修を内容とした例会を開催する。
2	狙い	震災後のまちづくりを目指して、商店街のほか、地域の様々な人が気軽に集い、意見交換や交流を図る場とする。
3	実施時期	平成 19 年度から平成 23 年度で定期的で開催予定
4	実施場所	もんぜん屋
5	共同団体	総持寺通り協同組合、商工会、観光協会、自治会、女性会、門前総合支所等

まちづくりサロン（仮称）のスケジュール案

	日 時	テーマ	講師、話題提供者等	その他
1	8 月	商店街復興計画について	五十嵐復興委員会会長	オリジナル商品の試作品を紹介
2	9 月	櫛比の郷資料館（仮称）について	・開設準備責任者 ・地元の歴史研究家	復興写真展についても検討
3	10 月	観光と街歩きについて	市外の観光ガイドの団体担当者（鶴来等）	
4	11 月	門前ファン倶楽部（仮称）の創設について	・商店街協同組合関係者	
5	12 月	復興モニュメントの制作について	・デザイナー	
6	H20 年 1 月	新年顔合わせ（意見交換会）	—	
7	2 月	雪割草まつりについて	・実行委員会関係者	
8	3 月	住民、ボランティアらの交流会	・住民各界各層 ・ファン倶楽部会員 ・ボランティア	

12.復興推進フォーラムの開催		
1	内容	地震被害を受けた地域の関係者を講師に招いた基調講演のほか、町の各分野（商店街、總持寺、諸岡・黒島地区）の代表者が、復興に向けた取り組みを紹介する。この後、まちづくり団体の各代表者がシンポジウム形式で復興に向けて意見交換する。
2	狙い	復興に向けた各方面の取り組みを知るとともに、新たなまちづくりの推進力とする。
3	実施時期	平成 20 年度実施予定
4	実施場所	總持寺
5	共同団体	總持寺通り協同組合、商工会、観光協会、自治会、女性会、能登歴史資料保全ネットワーク、輪島市、石川県等

門前復興推進フォーラム開催案

<概要>

1. 日時 平成 20 年
2. 場所 總持寺
3. 基調講演
 - ・講師案 旧山古志村村長 長島 忠美氏（衆院議員）
 - ・テーマ「中越、中越沖地震から学んだこと」（仮題）
4. シンポジウム「明日をひらく門前のまちづくり」
 - ・パネリスト
總持寺通り商店街代表、總持寺代表、諸岡・黒島地区代表、女性代表、能登歴史資料保全ネットワーク代表
5. 主催：總持寺通り協同組合
実行委員会参加団体
總持寺通り商店街、区長会、總持寺、若者団体、婦人会、能登歴史資料保全ネットワーク、輪島市、石川県

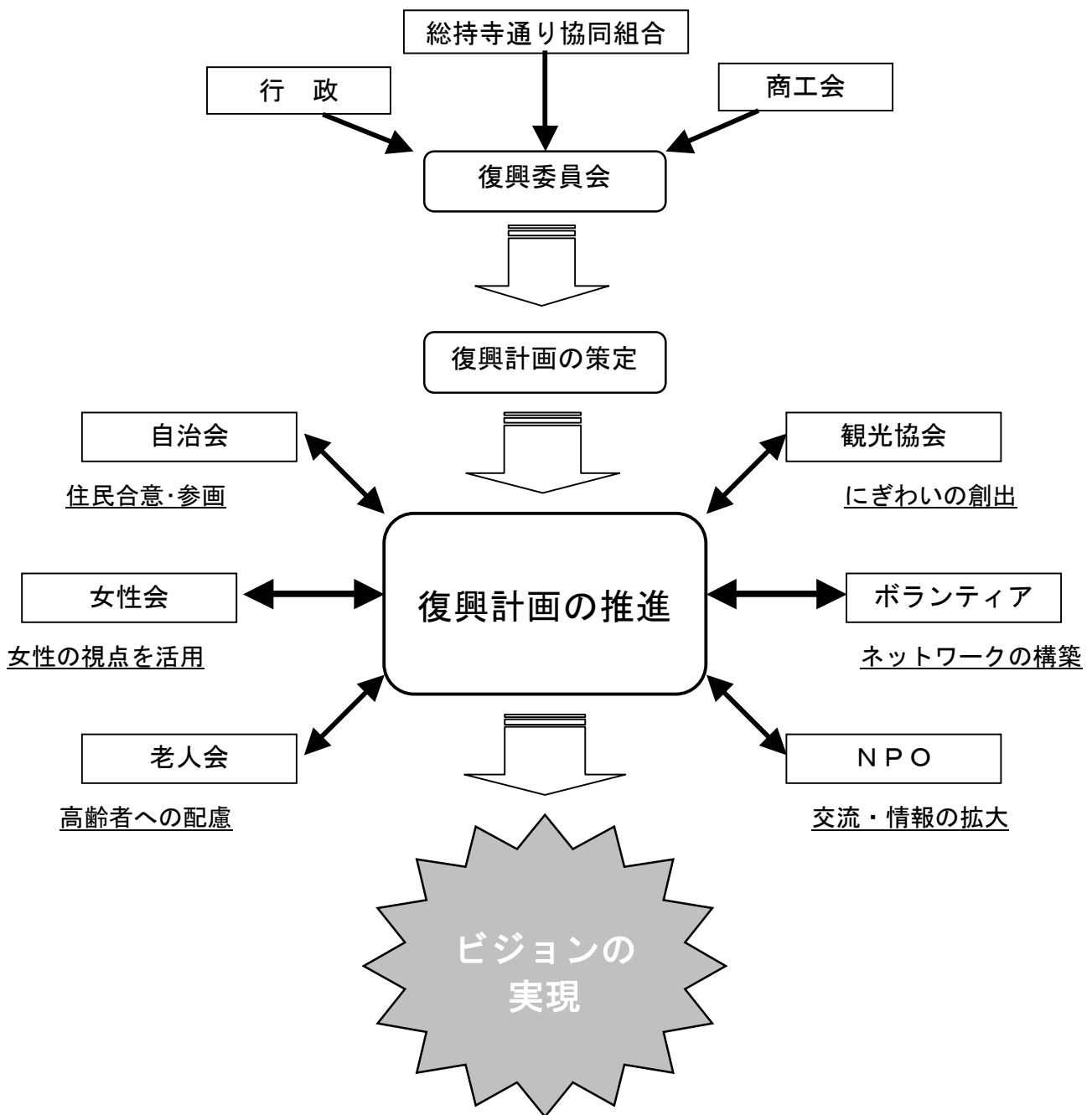
4. 復興事業のスケジュール

対象	事業名		平成19年度		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
			4～9月	10～3月				
事業者 個別	施設設備復旧事業		○	○	○			
	仮設店舗設置事業		○	○	○			
商店街	復興計画策定・推進事業		○	○	○	○	○	○
	整備 共同 事業 施設	もんぜんや改修整備				○		
		商店街街路灯整備					○	
	ソフト 事業	土地利用研修会の開催	○					
		復興モニュメントの設置計画		○				
		統一広告物の掲示		○	○	○	○	○
		統一ユニフォーム(作務衣)の製作		○				
		支援感謝の出向宣伝	○	○	○	○	○	○
		商店街ホームページの充実	○	○	○	○	○	○
		オリジナル商品の開発	○	○	○	○	○	○
		各種イベントの開催	○	○	○	○	○	○
		震災復興写真展の開催		○	○			○
		門前ファン倶楽部(仮称)の創設	○	○	○	○	○	○
		まちづくりサロン(仮称)の開催	○	○	○	○	○	○
復興推進フォーラムの開催				○				

VI 復興に向けた推進体制

本商店街の復興については、協同組合だけの取り組みでは困難な部分も多いことから、行政、各種団体（商工会、観光協会、自治会、女性会、老人会、NPO等）、ボランティア団体（個人も含む）等と相互にコミュニケーションを図りながら、進めていくものとします。

<復興計画の推進スキーム>



Ⅶ 復旧から復興に向けた商店街のビジョン

寺口情緒ただよう地域密着型商店街

能登半島地震の発生からまだ日が浅い現在は、震災からの復旧が取り組みの中心となっていますが、今後、復旧から復興へと進めていくに当たっては、「寺口情緒ただよう地域密着型商店街」を商店街の将来ビジョンとして、取り組んでいきます。その実現に向けて、以下の「街なみ環境整備事業と一体となった商業空間の形成」「観光や他産業と連携した商店街の振興」「地域密着型イベントの開催と商店街の活性化」を取り組みの三本柱にします。

1. 街なみ環境整備事業と一体となった商業空間の形成

総持寺通りは、古くから曹洞宗大本山總持寺の寺口として発展してきました。平成14年度には、總持寺の寺口らしい伝統的な街なみを守り、良好な居住環境をつくるため「まちづくり協定」が締結され、その中では、住宅等の整備において守るべき基準が定められています。地域住民と一体となった街なみづくりの結果、寺口の落ちついた情緒がただよう商店街に生まれ変わり、新しい客層の来街機会を創出し、これまで見られなかった總持寺～商店街の回遊が生まれ、滞在時間の延長が促されます。

2. 観光や他産業と連携した商店街の振興

商業者、行政、商工会等がもつあらゆるノウハウを活用し、土産物や特産品の開発に取り組むとともに、祭りや観光イベント会場において販売するなど、観光や農林水産業との連携により商店街の振興を図ります。さらに、空き家、空き地、空き店舗を土産物店等として活用を図るほか、新しいワークスタイルやビジネスチャンスを求める人たちを誘致し、街なみの連続性確保に努めます。

3. 地域密着型イベントの開催と商店街の活性化

少子高齢社会の多様なニーズへの対応や商店の後継者定着に向けた商業環境の充実など、ライフスタイルの変革や最新の消費者動向を的確に捉えた商店街の形成を図らなければなりません。またこれらの事項への一つの有効な対応策として、地域資源を十分に活用したイベントを總持寺通りにて開催することは、地域住民とのふれあいや来街者との交流を通じて、これからの建設的で、魅力的なアイデアが出てくるであろうと考えます。今後、商店街はさらに地域の事業等に積極的に参画し、地域活性化へ貢献していきます。

Ⅷ 石川県能登半島地震被災商店街復興支援事業による支援活用方針

1. 復興計画策定・推進事業

- (1) 補助率 10/10
- (2) 補助限度額 平成19年度 1,000千円
平成20年度以降 500千円

(3) 補助期間 5年間

(4) 主な活用内容

能登半島地震中小企業復興支援基金を活用した復興支援を受けるために必要となる「総持寺通り商店街復興計画」の策定、また当該復興計画を策定するために組織した「総持寺通り商店街復興委員会」の運営に必要な費用の助成を受ける。

(5) 助成対象者 総持寺通り商店街復興委員会

2. 店舗施設・設備の更新修繕事業

(1) 対象施設

- ・施設 店舗施設、事業上不可欠な作業場及び倉庫
- ・設備 建物に付帯する設備、内装など

(2) 補助率 2/3

(3) 補助限度額 1事業者あたり

①全 壊 2,000千円

②大規模半壊、半壊 1,000千円

※当事業にかかる復旧投資額が50,000千円以上の場合、
3,000千円の上乗せ補助を行う。

(4) 補助期間 5年以内

(5) 支援方針

総持寺通り協同組合の加入者で店舗施設及び店舗を含む施設が能登半島地震により半壊以上の被害を受けた者に対し、店舗施設・設備の建替えや改修が必要な場合にその工事施工費、設計管理費、撤去費、その他の必要経費の一部を助成する。

(6) 助成対象者 商店街における店舗が半壊以上の被害を受けた事業者

3. 商店街の共同施設整備・修繕事業

- (1) 補助率 2/3
- (2) 補助限度額 3,000千円(1施設あたり)
- (3) 補助期間 5年以内
- (4) 主な活用内容
インターネットサロンもんぜんや、商店街の街路灯などの被害を受けた共同施設を復旧・整備する。
- (5) 助成対象者 総持寺通り協同組合

4. 商品等保管施設借上げ事業

- (1) 補助率 10/10
- (2) 補助限度額 1事業者あたり年間 1,000千円
- (3) 補助期間 3年間(平成19年度～平成21年度)
- (4) 支援方針
総持寺通り協同組合の加入者で店舗施設・作業場・事業用倉庫が能登半島地震により半壊以上の被害を受けた者に対し、復旧・再建するまでの間、商品等を他者の施設で保管する場合にその賃借料、移送費、その他の必要経費を助成する。
- (4) 助成対象者 商店街における半壊以上の被害を受けた事業者

5. 仮設店舗設置事業

- (1) 補助率 3/4
- (2) 補助限度額 1事業者あたり 3,000千円
- (3) 補助期間 3年以内
- (4) 支援方針
総持寺通り協同組合の加入者で店舗施設が能登半島地震により半壊以上の被害を受けた者に対し、営業再開までに要する仮設店舗のリース料、賃借料、又は建設・解体費等の一部を助成する。
- (5) 助成対象者 商店街における店舗が半壊以上の被害を受けた事業者

6. 商店街が実施する共同ソフト事業

- (1) 補助率 10/10
- (2) 補助限度額 年間 3,000千円
※5年以内の各年の補助限度額の全部又は一部を前倒しして合算し、集中的に事業実施することも認める。
- (3) 補助期間 5年以内

(4) 支援方針

能登半島地震により甚大な被害を受け、さらに風評被害も重なり大打撃を受けた総持寺通り商店街の復興に向けた様々な事業を展開するための費用、また、被害の甚大さや教訓を後世に残すための事業に必要な費用を助成する。

※詳細については15～21ページの復興ソフト事業詳細のとおり

(5) 助成対象者 総持寺通り協同組合

7. 能登半島地震対策融資（特別分）

・復旧資金（設備資金）

- (1) 限度額 1億円
- (2) 期間 10年以上15年以内（うち据置2年以内）
- (3) 金利 10年以内 固定1.00%
10年超15年以内 変動1.65%
※当初の5年間は無利子（利子補給）

- (4) 保証料 全額補助

・復興資金（事業資金）

- (1) 限度額 1億6千万円
- (2) 期間 7年以上10年以内（うち据置2年以内）
- (3) 金利 7年以内 固定1.00%
7年超10年以内 変動1.65%
※当初の5年間は無利子（利子補給）

- (4) 保証料 全額補助

・活用方針

総持寺通り協同組合の加入者で店舗施設が能登半島地震により半壊以上の被害を受けた者が、復旧及び経営安定のために活用する。

Ⅸ 復興計画策定に係る資料

1. 復興計画策定までの経過

月 日	内 容	
	概 要	場 所 等
3月25日(日)	能登半島地震の発生(午前9時41分頃) 地震の深さ:約11km、規模:マグニチュード6.9 輪島市の最大震度:震度6強	震源地:能登半島沖 北緯 37.13度 東経 136.41度
4月20日(金)	激甚災害指定の閣議決定 併せて政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付の金利引下げについても決定。 また、商店街などの被災地域を支えている産業の復興を支援するため、独立行政法人中小企業基盤整備機構から石川県に対し無利子融資を行い、さらに県が上乘せして石川県産業創出支援機構に300億円の被災中小企業復興支援基金を創設することを決定。	
4月25日(水)	激甚災害指定にかかる能登半島地震対策支援事業地元説明会 総持寺通り商店街の復興計画策定にかかる準備会 委員会名称案、委員の構成、アンケート調査、計画策定業務の外部委託について協議	もんぜんや
5月7日(月) ～ 5月11日(金)	巡回金融相談 石川県経営支援課及び財団法人石川県産業創出支援機構等による出張相談	輪島市文化会館 門前町商工会
5月8日(火)	能登半島地震中小企業復興支援対策連絡会議 輪島漆器、商店街、酒造業に対する復興計画策定と委員会設置に関する事前確認	輪島商工会議所
5月9日(水) ～ 5月18日(金)	総持寺通り商店街復興計画策定にかかる事前調査 事業所名、被害の状況、復旧予定、支援申請の有無、要望等について調査	
5月16日(水)	総持寺通り商店街復興委員会設立会議 組織の名称・規約の決定、役員を選任、実施事業・今後の日程の協議、計画策定コンサルタントの決定	もんぜんや
5月28日(月)	総持寺通り商店街復興委員会第1回小委員会 ソフト事業の計画内容協議	もんぜんや
	総持寺通り協同組合通常総会 激甚災害指定にかかる商店街の復興支援制度について説明・質疑	門前公民館
6月6日(水)	巡回金融相談	輪島商工会議所

	石川県及び石川県信用保証協会による出張相談	門前町商工会
6月13日(水)	第2回総持寺通り商店街復興委員会 進捗状況報告、石川県経営支援課との計画内容について意見交換、復興計画素案内容協議	もんぜんや
6月15日(金)	総持寺通り商店街復興委員会第2回小委員会 事前調査集計報告、半壊以上事業所への個別調査実施について協議、被害写真・ビジョンパス等計画書素材の選定	もんぜんや
6月28日(木)	第3回総持寺通り商店街復興委員会 ソフト事業の取組・経費について協議、オリジナル商品等の協議・試作品作成依頼	もんぜんや
7月3日(火)	石川県知事への表敬訪問 中小企業復興支援に関するお礼と要望	石川県庁
7月5日(木)	第4回総持寺通り商店街復興委員会 仮設店舗設置基準・土地利用研修会の開催・もんぜんや及び街路灯の改修について協議	もんぜんや
7月11日(水)	土地の利活用に関する研修会及び個別相談会 総持寺通り商店街内の今後の土地利用について研修、個別相談	門前公民館
7月19日(木)	第5回総持寺通り商店街復興委員会 復興計画不足項目の確認、追加事業の協議、補助金交付申請書の確認	もんぜんや
8月3日(金)	能登半島地震中小企業復興支援対策連絡会議 支援制度の改正と輪島漆器、商店街、酒造業におけるそれぞれの復興計画策定の進捗状況報告、意見交換	輪島商工会議所
8月7日(火)	第6回総持寺通り商店街復興委員会 復興計画書最終案について協議	もんぜんや
8月中旬	石川県産業創出支援機構に対し総持寺通り商店街復興計画書を提出	



復興委員会での検討風景

2. 総持寺通り商店街復興委員会規約

(設 置)

第1条 平成19年能登半島地震により輪島市が局地激甚災害地区として指定されたことに伴い、総持寺通り商店街（以下「商店街」という。）の復旧、復興及び振興発展に寄与するため、総持寺通り商店街復興委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(事 業)

第2条 委員会は、商店街の復旧、復興及び振興発展に関して次の事業を行う。

- (1) 復興計画の策定
- (2) 復興計画に基づく各種事業への助成
 - ① 個別企業の事業用施設設備復旧費助成
 - ② 共同施設の整備・復旧費助成
 - ③ 商店街仮設店舗設置費助成
 - ④ ソフト事業への助成
- (3) 関係機関との連絡調整
- (4) その他復旧、復興及び振興発展に関して必要な事項

(組 織)

第3条 委員会の委員は10人以内とし、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 輪島市長が推薦する市職員
- (2) 門前町商工会会長が推薦する当該職員
- (3) 総持寺通り協同組合代表理事が推薦する組合員等

(役 員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 2名

2 会長及び副会長は会議において互選し、監事は会長が指名する。

3 会長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

5 監事は、会務を監査し、委員会の経理を監査する。

(会 議)

第5条 委員会の会議は、会長が必要に応じ召集するものとし、会長がその議長となる。

(関係機関からの意見の聴取)

第6条 委員会は、必要に応じて石川県又は関係機関の担当者を招集し、能登半島地震中小企業復興支援対策に関する内容を聴取することができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、門前町商工会に置く。

(経費)

第8条 委員会の運営にかかる経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 委員会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、平成19年度においては委員会の設置日から翌年3月31日までとする。

(補則)

第9条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

1 この規約は、平成19年5月16日から施行する。

3. 総持寺通り商店街復興委員会名簿

役員名	氏 名	住所又は役職	備 考
会 長	五十嵐 義 憲	総持寺通り協同組合代表理事	
副会長	高 作 昌 年	総持寺通り協同組合専務理事	
委 員	沢 田 由紀子	総持寺通り協同組合副理事	
委 員	泉 泰 之	門前町商工会経営指導員	
委 員	平 正 秋	輪島市門前総合支所商工観光課	
監 事	清 土 政 紀	総持寺通り協同組合副理事	
監 事	丹 圃 俊 記	輪島市産業部商工業課長	
事務局	畑 山 大 輔	門前町商工会経営指導員	